

平成29年度 広島市指定調査機関及び指定情報公表センター募集要領

1 募集の趣旨

介護サービス情報の公表制度は、介護サービス事業者の提供するサービスについて、インターネット等を活用して公表し、介護サービスの利用者が事業所を選択する際の参考となる情報を提供しようとするものです。

このたび、地方分権改革の一環として、当該制度に係る事務が都道府県から政令指定都市に権限移譲されることになりました。

本市では、調査事務及び情報公表事務を効率かつ円滑に実施するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の36第1項に規定する指定調査機関及び法第115条の42第1項に規定する指定情報公表センターに行わせることとしています。

この募集は、指定調査機関及び指定情報公表センターの指定を行うに当たっての候補者を選定するものであり、また、これらを一体的な機関（以下「指定機関」という。）として業務を委託することとしていることから、次のとおり募集するものです。

2 主な事務内容等

(1) 介護サービス情報の公表等に係る業務分担

区 分	業 務 分 担			具 体 的 な 事 務
	市	公表	調査	
① 報告、調査及び公表に関する計画の策定事務 （事業者一覧表作成）	●			
② 公表システムの入力マニュアル等の作成	●	△		・公表システムの入力マニュアル作成
③ 介護サービス情報の報告依頼と入力確認 （マニュアル送付、ID・パスワードの付与含む）	△	●		・公表システムのID・パスワードの付与 ・報告対象事業者への報告依頼 ・事業者の公表システムへの入力確認
④ 介護サービス情報の調査 （書面調査／訪問調査）	△		●	・調査対象事業者への調査票の発送 ・調査対象事業者への調査提出依頼 ・調査票の受理 ・調査票の内容確認 ・その他調査事務に関し必要な業務
⑤ 介護サービス情報の公表		●		・公表システムでの公表に関する事 ・その他情報公表事務に関し必要な業務
⑥ 普及・啓発業務	●	△		

⑦ 公表システムの運用・維持管理 (ID・パスワードの管理等)	△	●	・公表システムのID・パスワード管理
------------------------------------	---	---	--------------------

(注1) ●：実施

△：必要に応じて業務を補完・支援

公表：指定情報公表センター

調査：指定調査機関

(注2) 実施方法等の詳細については、委託契約時に仕様書等によって定めることとします。

(2) 介護サービス情報の公表の実施体制

別紙1 参照

3 応募方法

(1) 応募要件等

次の要件を全て満たしていること。

- ① 保健、医療又は福祉に関連する事業を行う法人であり、かつ、県内に主たる事務所を有し、広島市内に活動エリアがあること。
- ② 福祉に関連する事業のうち、公益性のある事業を行った実績があること。
- ③ 調査事務及び情報公表事務（以下「調査事務等」という。）を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、職員、設備、調査事務等の実施の方法その他の調査事務等の実施に関する計画が、調査事務等の公正かつ適確な実施のために適切なものであること。
- ④ 法人の役員又は法人の種類に応じて介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 50 第 2 項で定める構成員若しくは職員の構成が次のとおりであること。

ア 介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び 3 親等以内の親族（以下「利害関係者」という。）が、当該法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の総数の 2 分の 1 を超えて含まれていないこと。
- ⑤ 当該法人が介護サービスを自ら提供していないこと。
- ⑥ 調査事務等に関する事業に係る経理を、他の事業の経理と区別して行うこと。
- ⑦ 当該法人が行う他の事業が、調査事務等の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑧ 当該法人及び当該法人の役員が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者でないこと。
- ⑨ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）第 37 条の 10 第 1 項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過しない者でないこと。
- ⑩ 政令第 37 条の 11 において準用する政令第 37 条の 10 第 1 項の規定により指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過しない者でないこと。

(2) 応募受付

受付期間	平成30年3月12日から平成30年3月16日まで
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
受付場所	広島市役所本庁舎2階 介護保険課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 連絡先 082-504-2721
提出部数	1部 選定委員会資料とするため、次の資料を別途4部提出してください。 「事前協議書（別記様式1）」、「法人概要（別記様式2）」、 「事業計画書（別記様式4）」、「指定機関の平面図並びに設備の概要」
※1 事前に提出日時を電話で予約してください。	
※2 最終日の受付時間終了後は事前協議書を受理しないため、受付時間厳守をお願いします。	

(3) 質疑応答

募集要領に関する質問は、3月9日（金）午後5時までに、「募集要領に関する質問書」により電子メール又はFAXで介護保険課に送付してください。来課又は電話での質問は、原則として受け付けません。

質問に対する回答については、随時、本市ホームページに掲載します。

(4) 募集に係る提出書類等

「提出書類一覧表（別紙2）」を参考にして作成してください。

事前協議書等は原則A4判（縦位置・横書き）に統一し、「提出書類一覧表」とともに A4判ファイルに綴り、書類番号のインデックスをつけてください。

提出時には、添付資料の不足、所定様式への記載もれ等の形式審査のみ行います。受付期間終了後は事前協議書の差し替えを一切認めませんので、記載誤り等事前協議書の不備がないよう十分確認の上、提出してください。

(5) 費用負担

応募に要する費用は応募者の負担とします。

4 応募事業者の評価等

(1) 評価及び決定

応募者から提出された事前協議書を別紙3の評価基準により評価します。

評価得点が6割以上であり、評価得点の最上位の応募者を指定調査機関及び指定情報公表センターの候補者（以下「指定機関候補者」という。）として選定します。

(2) 評価結果の通知および公表

応募者全員に対し、平成30年4月上旬ごろに評価結果を通知します。また、指定機関候補者として選定された応募者については、応募者名、決定に係る評価状況及び評価結果を本市ホームページに掲載します。（別紙4参照）

(3) 応募の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

5 事業者指定

(1) 指定申請

指定機関候補者として選定された応募者は、平成30年4月13日（金）までに指定申請を行う必要があります。本市は指定申請の内容について審査し、適切と判断した場合には、指定機関として指定します。

(2) 指定期間

指定日から平成33年3月31日まで（ただし、指定期間中に所定の手続きを経て有効期限の更新申請ができるものとする）

6 選定等の取消しについて

指定機関候補者として選定された応募者が次の事項に該当する場合には選定を取り消します。

- ① 募集要領に定める手続きを遵守しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載をした場合

○ お問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指定係

TEL (082) 504-2721

ファックス (082) 504-2136

電子メール kaigo@city.hiroshima.lg.jp

○ 本市ホームページ

広島市ホームページ > 産業・雇用・ビジネス > 介護保険 > 事業者向け情報 > 事業者募集